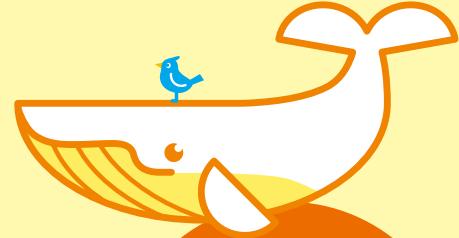




いつも、あなたのそばに。  
always by your side



2017年

Legal Support Press  
Vol.16

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特別寄稿

福祉と司法の連携～法テラスの  
「司法ソーシャルワーク」の取組み

特 集

法テラスを利用した後見等開始申立てについて



公益社団法人  
成年後見センター・リーガルサポート

# 福祉と司法の連携～ 法テラスの 「司法ソーシャルワーク」 の取組み

すが  
ぬま  
とも  
こ  
**菅沼 友子氏** 弁護士 日本司法支援センター(法テラス) 第一事業部長

・1990年(平成2年)弁護士登録(第二東京弁護士会)・2015年(平成27年)4月～現職

皆さんは「法テラス」（日本司法支援センター）をご存じでしょうか。

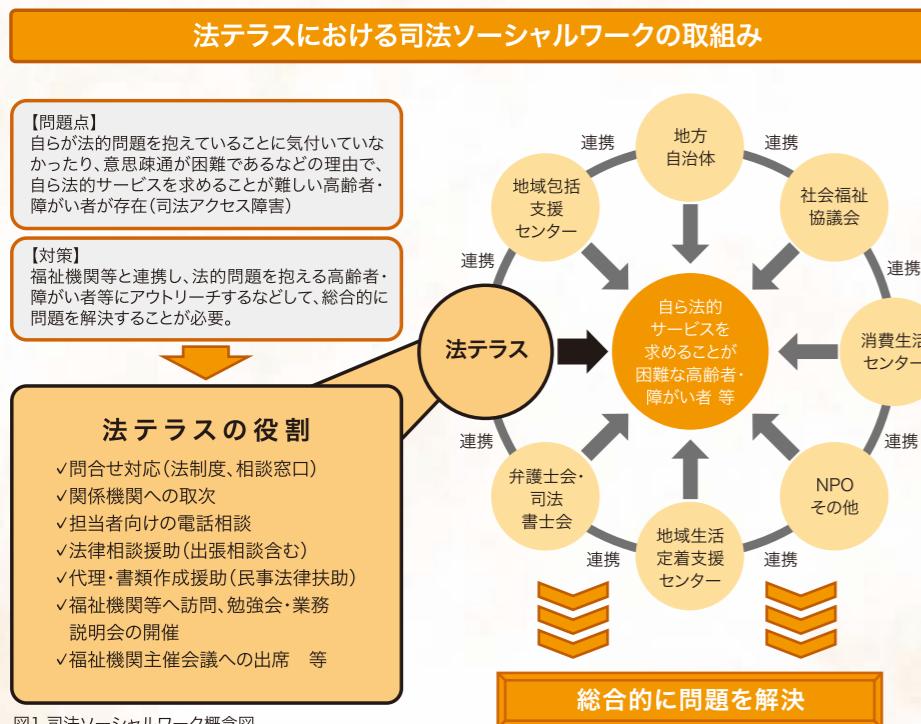
たとき「どこの相談したらよいのか分からない」「どのような解決方法があるのか分からない」「法律家に相談したいが身近にいない」「法律家がいてもお金がなくて相談や依頼ができない」という方は少なくありません。このような問題を解消するために設立されたのが法テラス(日本司法支援センター)です。

法務省は、民事・刑事を問わずおまかれて、全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して、平成18年4月、法務省所管の公的法人として設立されました。本部のほか、全国の都道府県庁所在地に各1か

つまり情報がない、お金がない、近くには法律家がいない、などの司法へのアクセスを困難にしている障害を解消して、どこでも誰でも法的サービスを受けられるようになることが、法テラスの大きな役割なのです。

ちなみに、「法テラス」という愛称は、法律によつてトラブル解決へと進む道を指示示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のよくな場でありたいという意味を込めて、名付けたのです。

新たに見えてきた司法アクセス障害と「司法ソーシャルワーク」



高齢の方、障がいをもつておられる方の中に、  
そのような状況にある方が少なくない、とい  
うことです。たとえば、高齢の方の自宅に使  
うもないような壺がいくつもあり高額の支  
払をしている様子で、周囲から見ると法的に  
解決した方がよい問題があるのではないかと  
思われるのに、ご本人は全く問題を自覚して  
いない、というような場合などです。

従来の法テラスの業務は、トラブルを抱えているという自覚のある方が自らの意思で積極的に法テラスの窓口にアクセスされることを前提としており、上記のような「新たに見えてきた司法アクセス障害」の解消のためには従来とは異なり、こちらからアプローチしていくことが必要です。とりわけ、このような方たちに日常的に接して福祉的支援を行なう

源の活用・援助につなげていくことに主眼があります。(図1)

働くの中で、高齢の方等のトラブルについて司法的な観点から問題の発見・整理を行い、必要がある場合には法的資

そこで、法テラスでは、弁護士・司法書士が福祉関係機関・団体の方々との緊密な連携や共働が不可欠です。そこで、法テラスでは、弁護士・司法書士が福祉関係機関・団体の職員の方々と共働しながら、当事者であるご本人のものとに出向くなどし、法的な問題を含めてその方が抱える問題の総合的な解決を図つていく取組みを「司法ソーシャルワーク」と位置づけ、推進していくこととしました。

ません。)で説明しましょう。

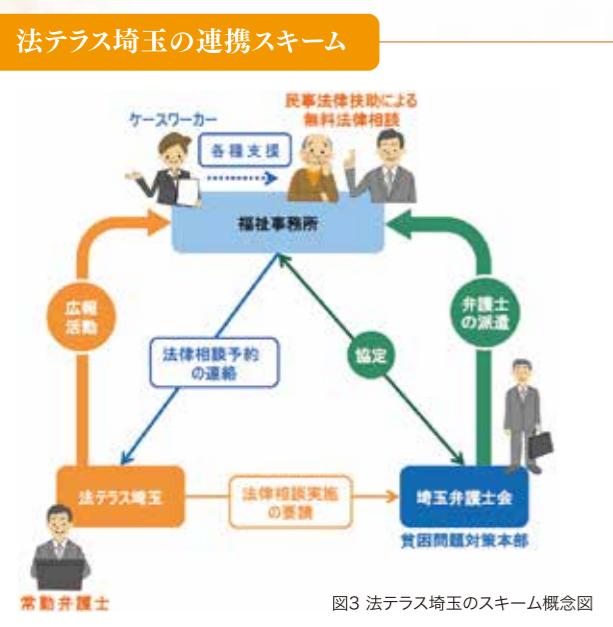
は、Aさんの認知症の症状が進んだことから施設入所を考え、入所費用等を賄う余裕があるか確認するため、Aさんの了解を得てBさんにAさんの通帳を見せてほしいと頼みました。ところが、Bさんはそれを拒否。それだけでなく、それ以降Aさんに生活費を届けなくなってしましました。そのためAさんは生活に困り、生活保護を受けざるをえなくなりました。

法テラスとは

象として無料の法律相談や弁護士・司法書士に依頼する費用の立替えを行う「民事法律扶

The diagram shows the following flow:

- 福智機關の職員 (地域包括支援センター等)** (Social Welfare Agency Staff (Regional Inclusive Support Center, etc.)) has two consultation paths.
- 法テラス職員** (Legal Clinic Staff) receives one path, leading to **法テラス福岡** (Legal Clinic Fukuoka).
- 福岡県弁護士会** (Fukuoka Bar Association) receives the other path.
- 法テラス福岡** and **福岡県弁護士会** have a mutual **協定** (Agreement).
- 法テラス福岡** can **取次** (Act as agent) for **福岡県弁護士会**.
- 福岡県弁護士会** provides **担当弁護士** (Attorney in charge) and **共有名簿** (Shared Registry) information.
- 法テラス福岡** provides **電話アドバイス** (Telephone Advice).
- 出張法律相談** (Mobile Legal Consultation) is available.
- Two cases are shown for **出張法律相談**:
  - If **資力基準を満たしている場合** (Meets financial criteria), it leads to **民事法律扶助による無料法律相談** (Free legal consultation through Civil Law Assistance).
  - If **資力基準オーバーの場合** (Exceeds financial criteria), it leads to **弁護士会会員による無料法律相談** (Free legal consultation by Bar Association members).



律扶助の資力基準をオーバーしている場合に  
は弁護士会事業による無料法律相談として  
対応しています。

このスキームによる福祉関係機関からの支  
援要請の約半分は成年後見事案となつてお  
り、スキームの利用件数は年々増加しています。

### ○法テラス埼玉の連携スキーム(図3)

借金等の問題を抱えている生活保護受給者  
の方に、専門家への相談を勧めてもなかなか相  
談につながらない、という悩みを経験している  
ケースワーカーの方は少なくないと思います。  
そのような場合に、福祉事務所に定期的に法  
律家が来て相談を受けるということにすれば、  
生活保護受給者を確実に相談につなぎや  
すくなります。埼玉では、法テラスのスタッフ弁

律扶助の資力基準をオーバーしている場合に  
は弁護士会事業による無料法律相談として

そこで、市は家庭裁判所に對して成年後見の申立を行い、弁護士DがAさんの成年後見人に選任されました。その結果、弁護士DがAさんの財産管理を行うこととなり、Aさんの年金もAさん自身のために使えるようになって、生活保護は廃止となりました。

また、弁護士DがAさんの預金口座の取引履歴などを調査したところ、Bさんに管理を任せている間に預金が合計1200万円も減っていました。BさんがAさんの預金を使い込んでいたと疑わざるをえず、弁護士DはAさんの成年後見人としてBさんに対し、生活費分を差し引いた約1000万円の返還を求める裁判を起こし、ほぼ満額を取り戻しました。

その後、弁護士DはケアマネジャーCさんらと相談し、Aさんが安心して暮らせるグループホームとの入所契約を締結しました。入所にあたって必要な諸費用はBさんから取り戻した金額で賄うことができました。

たので必要な諸費用は田さんから取り戻しました。

です。

弁護士会・司法書士会と連携して、法テラスと民事法律扶助などの契約を結んでいる一般の弁護士・司法書士の方々にも担い手となつてもらうことが必要です。

そこで、法テラスでは平成26年度末に「司法ソーシャルワーク」事業計画を策定し、法テラス本部や各地方事務所・支部における実施体制の整備をどのように進めるか、関係機関との連携の強化のための方策をどうするか、等について定めるとともに、これらの活動を通じて法による問題解決に対する潜在的なニーズを掘り起こし、関係機関との連携を契機とした民事法律扶助につなげていくことを目指すこととし、現在その実施に努めているところです。

## 改正総合法律支援法に基づく

## 改正総合法律支援法に基づく 新たな業務

来年の施行に向けて、ますます福祉関係機関等の方々との連携を深め、弁護士会・司法書士会と協力し、しっかりと取り組んでいく所存です。

らの申入れがあり、要件を充たしていることが確認できれば、法テラスと契約している弁護士・司法書士が法律相談に出向くという仕組みとなつております。司法ソーシャルワーカーの取組みの一つといふべきです。

括支援センターに相談。同センターはAさんの件についてケース会議を開くこととし、同センターと日ごろから連携関係にある法テラスのスタッフ弁護士Dにも参加を依頼しました。会議の中で弁護士Dは、本件では「市長申立て」によりAさんに成年後見人をつけることが適切だと助言しました。

「弁護士の活動として始まりました。しかし、社会の高齢化が進む中、このような「司法アセス障害」を抱えた人々は相当数に及ぶと思われ、そのニーズに応えていくためには、これを法テラス全体としての取組みとしていくこと、また、スタッフ弁護士だけでなく、弁

## ○法テラス福岡の連携スキーム(図2)

○法テラス福岡の連携スキーム(図2)

# 法テラスを利用した後見等開始申立てについて

公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート

リーガルサポートさっぽろ

別宮 史泰

## 1 後見等開始申立てにかかる費用は誰が負担する？

後見等開始の申立て手続を司法書士又は弁護士に依頼した場合、通常、裁判所に納める実費のほか、専門家へ支払う報酬が必要となります。これらの費用は、原則、申立て人が負担することとなっています。

後見人を必要としている本人が申立てとなる場合は、本人がこれらの費用を負担することになりますが、本人の親、きょうだい又は甥姪等の親族が申立てとなる場合は、その親族がかかることとなり、本人の財産からは、原則として、これらの費用を支出することはできません。（市

町村長申立て等特別な事情がある場合を除く。）

本人が申立て人として、自ら裁判所へ赴き、手続を進めていくことができる

ば良いのですが、後見開始申立てについては、本人は申立て手続を遂行できるよう状態ではなく、親族が申立て人となり、申立て手続を行うケースが多いでしょう。実際、後見開始申立ての相談にきた本人のお子さんが申立て人となつたケースで、「えつ、本人のために申立てをするのに、私が費用を負担しなければならないですか？私の収入はそんなに多くはないし、今すぐに何万円も支払うのはちょっと厳しいです。」と驚き、困ってしまう方もいました。



## 2 法テラスがお役に立ちます！

申立て人が、これらの費用を支払う資力を有していないからといって、後見等開始申立ての手続をすることに消極的にならないでください。そのようなときには法テラスの利用をお勧めします。

法テラス（日本司法支援センター）とは、簡単に説明しますと、裁判手続にかかる費用（専門家への報酬含む）の立て替えを行ってくれる機関のことです。あくまで立て替えですので返済しなくてはなりませんが、月々5000円～100000円で無理なく分割して支払うことが可能です。さらに、法テラスの利用者（申立て人）が生活保護を受給

している場合には、立替金の返還の猶予・免除が認められています。生活保護に準じた収入の方も猶予・免除が認められることがあります。

法テラスを利用して後見等開始申立て手続を行った場合の専門家に支払われる報酬は法テラスの規定に従った金額となります。それ以上の額を請求されることはありません。例としまして、司法書士が申立て手続を行った場合は、実費も含めて6～8万円程度となっています。（医師の鑑定が必要となつた場合を除く。）

※裁判所が医師の鑑定を要すると判断した場合、法テラスは鑑定料も立て替えてくれます。一般的に、鑑定料は5～10万円程度です。

私が今までに関わった中では、老人ホーム等の施設からの相談で、親族とのつながりが薄い又は身寄りのない高齢者本人が申立て人となり、保佐・補助の申立てをするケースが多かったです。こういったケースでは、申立てとなる本人の収入は年金又は生活扶助等であり、少額であることから、資力要件を満たし、法テラスの利用が認められること多かつたです。

## 3 法テラスを利用するには？主に2つの方法があります。

①今現在後見等開始申立て手続を依頼している専門家（司法書士又は弁護士）



## 4 法テラスは他にどのように手続に利用できる？

法テラスは、要件を満たせば、後見等開始申立て手続だけではなく、通常の訴訟や相続放棄、自己破産などの他の裁判手続にも利用することができます。手続も難しくはありませんので、裁判所での手続をお考えの方は、是非、法テラスの利用を検討してみてください。

# 日本成年後見法学会

## 第14回 学術大会 | 成年後見制度の進むべき途 |



ての提案がありました。

COOPUSの櫻田氏からは、被後見人等

支援を受ける側の立場から成年後見制度について、「仕組みが難しく、手続きも複雑」「一番助けてほしいのは意思決定支援だが、財産管理中心の支援となっている」「制度が十分に認知、周知されない」「相談の窓口が分からぬ」など

の問題提起がありました。そして、制度の利用促進に繋げるためには、「メリットを感じられ、かつ理解しやすい制度にしてほしい」「市町村ごとに課題はあると思うが、地域連携ネットワークの早めの設置が必要」「多くの当事者の声に耳を傾けてほしい」などの提案がありました。

内閣府の須田氏からは、成年後見制度利用促進基本計画が目指すポイントについて、「利用者がメリットを実感できる制度と運用。例えば、

財産管理のみならず、意思決定支援や身上保護も重視した適切な後見人の選任」「各地域や各機関が孤立しないような権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和。例えば、後見制度支援

信託に並立、代替する新たな方策の検討」との説明がありました。そして、後見制度支援者

がメリットを実感できる制度と運用。例えば、

財産管理のみならず、意思決定支援や身上保護も重視した適切な後見人の選任」「各地域や各機関が孤立しないような権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和。例えば、後見制度支援

### 午後の部

#### 【基調報告】

##### 「成年後見制度の現代的機能」

神野 札斎氏（広島大学教授）

「社会全体で支えあうとは、どういうことか  
一本人にメリットを実感できる制度とするために、  
ネットワークで本人も後見人も孤立させない」

池田 恵利子氏（成年後見制度利用促進委員会臨時委員・社会福祉士）

「成年後見制度利用促進計画は、  
制度を利用促進できるか、不正を防止できるか  
～専門職は何をすべきか～」

川口 純一氏（成年後見制度利用促進委員会臨時委員・司法書士）

##### 「公的監督サービスの必要性

～21世紀にふさわしい安心な財産管理の構築にむけて～」

高橋 弘氏（司法書士）

##### 「成年後見制度の課題と弁護士の役割」

土肥 尚子氏（成年後見制度利用促進委員会臨時委員・弁護士）

#### 【パネルディスカッション】

（コーディネーター）赤沼 康弘氏（日本成年後見法学会副理事長・弁護士）

（パネラー）基調報告者



### 午前の部

#### 【個別報告】

##### 「成年後見監督における家庭裁判所の責任と支援体制確立の必要」

周 作彩氏（流通経済大学教授）

##### 「本人の意思の尊重と身上配慮義務の明確化

～最高裁平成28年判決及び  
徘徊対応を経験した事例を踏まえて～

南方 美智子氏（行政書士）

#### 【特別報告】

##### 「当事者からみた成年後見制度」

成年後見制度利用促進委員会委員

（株）MARS就労移行支援事業所CO OPUS

櫻田 なつみ氏（千葉県精神障害者アサポート専門員）

##### 「成年後見制度利用促進計画について ～促進委員会の審議を終えて～」

須田 俊孝氏（内閣府成年後見制度利用促進担当室参事官）

行政書士の南方氏からは、「後見人の職務の

うち、主に財産管理に焦点があてられてきたが、これからは身上監護にも重きを置き、本人の意思の尊重と身上配慮義務の明確化を図り、各後見人がそれを共有する必要がある」との提言と、最高裁平成28年判決（線路内での列車事故で死亡した認見人による死の事故で死亡した認見人）の説明がありました。そして、身上配慮義務の明確化に関する裁判（知症の高齢者男性の親族らの責任に係る裁判）や、南方氏が経験した徘徊事例の説明がありました。そして、身上配慮義務の明確化における裁判所との情報の共有の必要性や、家庭裁判所との情報の共有の必要性や、家庭裁判所に提出する身上監護事務報告書の定型書式化について

中で、関わる福祉関係者、自治体などが、これまでどのように成年後見制度に繋げてきたのか、事例が報告された後、地域で支え合う仕組みがこれからどうあるべきかについての考えが示されました。その中で支える側が人権意識を高める必要があるといった指摘をされていました。川口氏からは成年後見制度を必要としている者のための利用を促進するには、親族後見人、本人が支援を受けやすくし、後見制度利用のメリットを感じられる仕組みとしなければならないといつた考えが示され、中核機関・地域連携ネットワークが何をするのか、これに専門職はどう関わっていくのか、また後見人の不正防止をどうしていくのかについて考えが示されました。続いて高橋氏からは、最近の成年後見制度の利用低迷は、成年後見制度は横領が多く危険といった誤解や、子など親族が成年後見制度のどのような公的監督を受けることを嫌いこれを受けない民事信託などが普及しているのも、因なのではないかといった認識が示されました。その上で能力が低下した高齢者や障がいのある人の財産を管理する際には、その人がたとえ親等の親族であっても適正な監督を受けながらなすべきであり、これを行う公的監督サービスが必要なのではないか、民事信託などの他の制度でも利用



中で、関わる福祉関係者、自治体などが、これまでどのように成年後見制度に繋げてきたのか、事例が報告された後、地域で支え合う仕組みがこれからどうあるべきかについての考えが示されました。その中で支える側が人権意識を高める必要があるといった指摘をされていました。川口氏からは成年後見制度を必要としている者のための利用を促進するには、親族後見人、本人が支援を受けやすくし、後見制度利用のメリットを感じられる仕組みとしなければならないといつた考えが示され、中核機関・地域連携ネットワークが何をするのか、これに専門職はどう関わっていくのか、また後見人の不正防止をどうしていくのかについて考えが示されました。続いて高橋氏からは、最近の成年後見制度の利用低迷は、成年後見制度は横領が多く危険といった誤解や、子など親族が成年後見制度のどのような公的監督を受けることを嫌いこれを受けない民事信託などが普及しているのも、因なのではないかといった認識が示されました。その上で能力が低下した高齢者や障がいのある人の財産を管理する際には、その人がたとえ親等の親族であっても適正な監督を受けながらなすべきであり、これを行う公的監督サービスが必要なのではないか、民事信託などの他の制度でも利用

# 「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」の制定

平成29年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」といいます。）に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

促進法においては、市町村の役割について次のように規定されています。

第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させるため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

また、基本計画では、市町村の役割については次のとおりとされています。

平成29年3月24日 条例第1号

## （目的）

第1条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにすることともに、志木市成年後見制度利用促進審議会を設置することにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）  
第2条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等（法第2条第2項に規定する成年被後見人等をいう。以下同じ。）が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、市民の中から成年後見人等（法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。）の候補者を育成し、その活用を通して成年後見制度の利用の促進は、市民の中から成年後見人等（法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。）の候補者を育成し、その活用を通じて

○市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。

○市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。

○また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。

市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる

支援ができる地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めます。

○なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めます。

これをうけ、埼玉県志木市において、全国で初めて「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」が制定されました。

条例では、今後、志木市成年後見制度利用促進審議会を設置し、国の基本計画を勘案した市の基本計画を策定すること、また、支援が必要な人の早期発見や相談のほか、後見活動の支援が適切に行われるよう関係機関が連携したネットワークを構築することなどが定められています。

**志木市成年後見制度の利用を促進するための条例**

\*成年後見制度利用促進基本計画については、内閣府ホームページ <http://www.cao.go.jp/seinenkouen/keikaku/index.html> をご覧ください。



じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを目指して行わるものとする。

（市の責務）  
第3条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等の相互の連携）  
第4条 成年後見人等、成年後見等実施機関（法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。）及び成年後見関連事業者（法第2条第4項に規定する成年後見関連事業者をいう。以下同じ。）は、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## （地域連携ネットワークの構築等）

第7条 市は、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を設置するものとする。

**（成年後見等実施機関の設立に係る支援等）**  
第8条 市は、成年後見等実施機関の設立に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

## （審議会の設置）

第9条 法第23条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、志木市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## （組織等）

第10条 審議会は、委員7人以内をもつて組織する。

2 委員は、成年後見制度に関する識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## （委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



第6条 市は、法第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、市民の中から成年後見人等（法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。）の候補者を育成し、その活用を通じて成年後見制度の利用の促進は、市民の中から成年後見人等（法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。）の候補者を育成し、その活用を通じて



# リーガルサポートのリーフレットが 音声コード付になりました!

平成28年4月より「障害者差別解消法」が施行され、障害の有無や内容に関わらず、誰もが平等に情報を得られるよう合理的な配慮を行うことが求められています。そこで今回改訂したリーフレットには、音声コードをつけました。この音声コードを視覚障害者の情報ツールである専用機や、iOS/Android対応のアプリ(無料)で読み込むことで、内容が読み上げられます。是非、ご利用ください。



## 支部便り 札幌支部

札幌支部では、劇団派遣事業に力を入れて取り組んでいます。平成25年に有志会員で結成した劇団で、「リーガルいち座」といいます。劇のテーマは「遺言」と「成年後見」の二つで、笑いあり、涙なし?のドタバタ素人劇のあとに、劇の内容を振り返りながら制度の解説をしています。



主に自治体や社会福祉協議会などから依頼を受けて、昨年は7か所で公演しました。北海道には札幌支部、旭川支部、函館支部、釧路支部の4支部があり、派遣先は札幌支部の範囲内に限定していますが、それでも100キロ以上の距離を超えて公演をしに行くこともあります。

演技は素人の司法書士が演じていますので、セリフが飛んでしまうことも度々ありますが、いつも参加された方々の暖かい笑いに包まれています。

興味のある方はぜひリーガルサポート札幌支部のホームページをご覧ください!



## 第14回 日本高齢者虐待防止学会

平成29年7月15日(土)松戸市森のホール21にて「高齢者虐待対応の刷新を求めて」をテーマに開催され、猛暑の中参加者は320名を超みました。今大会は分科会やシンポジウムの他に国際交流企画、市民公開講座も行われ、多彩なプログラムが用意されました。

基調講演では、呉氏から台湾の先進的な通報システム『113ホットライン』が随時通訳で紹介されました。家庭内暴力や性被害防止、老人・児童・障害者保護に対して、単一窓口、24時間体制、5言語対応、直接人に繋がる等、非常に利便性が高く、虐待防止に効果を発揮している現状が示されました。

続くシンポジウム①では、行政の介入が難しい事案でも警察や在宅訪問薬剤師との連携で解決に向かった事例、逆に連携不足で事件に至った事例が報告されました。

シンポジウム②では、先駆的に条例や制度化を行うこといわゆるゴミ屋敷の住人に介入支援を続けてきた行政側から、住人自身が困難を抱えているために再発を繰り返す点が指摘され、セルフ・ネグレクトの悪化、ゴミ屋敷化を防ぐ保健医療福祉のネットワークの現状や課題が報告議論されました。

分科会Iでは、子から高齢の親への虐待が多い中、未婚の子との同居という家族形態が最も多く、虐待加害者の中には社会的孤立状態で、精神疾患や知的障害が疑われる方々の特徴と同様の状況にあるとの認識が示され、今後の支援方法が議論されました。

法制度特別企画では、平成18年施行当初に3年後の改正が予定されていた高齢者虐待防止法が10年過ぎても未だ改正されていないことから、『サ高住』の問題やセルフ・ネグレクトなどが急増し、現行法では対応できないと、法改正に向けて提言がありました。

市民公開講座では、松戸市の取組として、様々な職種の連携ネットワークを構築し、緊急性の高い事例は通報後24時間以内に必ず対応し、対象者も高齢者に限定せずに通報者をたらい回しにしない等、市民の立場に立った先進的なシステムが報告されました。出席者からも意見や感想が述べられ、充実した講座となりました。

また、一般演題カテゴリーDでは、リーガルサポート芳賀裕相談役を座長に、リーガルサポート千葉県支部吉留亨会員が「虐待事例における司法書士後見人の活躍場面と特性」と題して、支部会員が対応した高齢者虐待事例の報告がありました。被虐待者に加え、養護者(虐待者)の支援の重要性を指摘した上で、市区町村長申立準備段階から成年後見人候補者である司法書士と緊密な連携をとること、司法書士後見人とは別の法律専門職が養護者の相談に応ずる体制を整備すること等、提言がされました。

大学教授、市役所、警察、医師、看護師、介護施設長、ソーシャルワーカー、弁護士、司法書士等々さまざまな職種の発表を聴き、多くの人々が高齢者虐待防止に日々真剣に向き合っていることを実感した一日となりました。(うる)



### プログラム

#### 第1会場 基調講演「113通報システムについて」

呉 玉琴氏 (台湾国会議員)

#### シンポジウム①「警察等との連携」

英一馬氏 (中核地域生活支援センター海匠ネットワーク)  
高橋 真生氏 (カネマタ薬局) 松戸警察署生活安全課

#### アジア国際交流企画

##### 「韓国・台湾・日本の高齢者虐待防止活動」

DongheeHan氏 (韓国:NPO代表)  
潘 英美氏 (台湾:衛生福利部) 和田 忠志氏 (日本:いらはら診療所)  
法制度特別企画「高齢者虐待防止法をめぐって」  
佐藤 守孝氏 (厚生労働省老健局高齢者支援課)  
宮間 恵美子氏 (松戸市福祉長寿部高齢者支援課)

#### 市民公開講座

##### 「高齢者が安心して暮らせる街～松戸～」

～歩先ゆく松戸市高齢者虐待防止～  
吉村 伊久子氏 (松戸市役所) 和田 忠志氏 (いらはら診療所)  
今成 貴聖氏 (千葉県中核地域生活支援センターほっとねっと)

#### 第2会場 シンポジウム②「セルフ・ネグレクト」

～いわゆるゴミ屋敷に住む人を支援するために構築すべき保健医療福祉のネットワーク～

植崎 純子氏 (京都市役所) 祖傳 和美氏 (足立区役所)  
小宮山 恵美氏 (北区役所) 小倉 和也氏 (はちのへファミリークリニック)

#### ランチョンセミナー I 「かかりつけ医の行う認知症医療」

苛原 実氏 (いらはら診療所)

#### 分科会 I セミナー「なぜ虐待してしまうのだろう…」

～障害者福祉の視点で虐待加害者を支援する～

#### 分科会 II ワールドカフェ「みんなどうしてる?」

～気づきを通じて支援技術を高める～

#### 第3会場 一般演題(口頭発表)カテゴリーA

##### 「高齢者虐待への介入」

#### ランチョンセミナー II 「日本における子ども虐待の現状」

小橋 孝介氏 (国保松戸市立病院)

#### シンポジウム③「弁護士による高齢者虐待事案報告」

～背後にあるものは何か～  
安井 飛鳥氏 (法律事務所くらぶと) 蒲田 孝代氏 (東葛総合法律事務所)  
田中 とも江氏 (ケアホーム西大井こうはうえん)

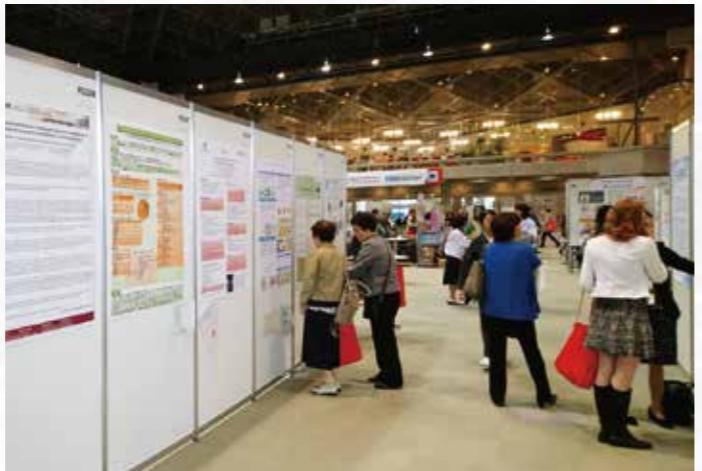
#### 一般演題(口頭発表)カテゴリーB「新しい試み」

#### 一般演題(口頭発表)カテゴリーC「セルフ・ネグレクト」

#### 一般演題(口頭発表)カテゴリーD「法的課題」

# 国際アルツハイマー病協会(ADI) 国際会議でポスター展示を行いました

平成29年4月26日(水)から29日(土)にかけて、国立京都国際会館にて第32回国際アルツハイマー病協会(ADI)国際会議が開催されました。この会議は、毎年各国のアルツハイマー協会によって開催され、今年は日本で開催されたことから、「公益社団法人 認知症の人と家族の会」(日本アルツハイマー協会 AJ)が共催しました。この会議は認知症に関する世界で最も重要で大きな会議の一つであり、国際的に著名な講演者と高水準の科学やその他の認知症に関する領域が一堂に会し、認知症ケアの最前線について学ぶことができる会議です。会議は主にシンポジウム、ワークショップ、ポスター展示で構成され、4日間で世界100か国から20000人以上が参加する会議となっています。また、ADI国際会議は認知症に関する会議の中で最も古い歴史があり、この会議には認知症に関するすべての会議の中でもっとも古くからあるとしています。



級の専門職後見人の養成・供給団体として日本の成年後見制度を牽引しています。

また、ポスターでは、成年後見制度や申立手続の相談、シンポジウムの開催、成年後見制度改善のための研究・提言活動、成年後見制度の普及活動を行っています。特に、成年後見制度利用促進法が成立したことを受け、今後さらに親族後見人の支援や市民後見人育成事業に関する自治体の動きが活発化されることが予想されるため、リーガルサポートとしても自治体に対する支援体制の整備に注力しているところです。

ポスターは日本語版と英語版の2種類を展示しましたが、海外の方にも非常に興味を持っていただき、日本の成年後見制度について英語で簡単な質問を受けることもありました。片言の英語での回答になってしましましたが、似たような制度がある国も多くあるようである程度理解していただけたのではないかと思っています。このように世界の方々と共通の問題についてコミュニケーションを図れたことが国際会議でポスター展示を行ったことの大きな収穫だったと思います。

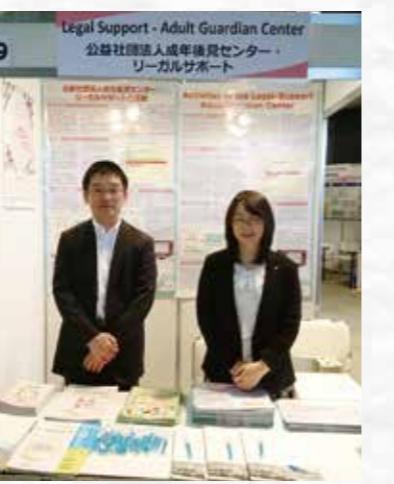
(い)



リーガルサポートでは、日本の成年後見制度とリーガルサポートの活動を世界の方々に知つてもらうため、展示会場

人びと、各国のアルツハイマー協会のスタッフやボランティア、認知症の本人、家族、医療・介護の専門家、科学者などが集まつてくる国際会議でもあることが特徴です。

今回ポスターは、日本の成年後見制度の概要とリーガルサポートの沿革・組織体制・活動を1枚にまとめたものです。以下簡単にポスターの内容をご紹介します。



まず、リーガルサポートの沿革についてですが、日本司法書士会連合会は平成7年にシンポジウムを行い、そこで高齢者の様々な問題を認識し、成年後見制度の必要性を感じました。その後、成年後見先進国であるカナダ・アメリカ・ドイツの制度を視察しながら新たな権利擁護システムを模索してきました。平成11年に日本司法書士会連合会が成年後見センター・リーガルサポートを設立した後は、現在に至るまで日本最大

にてポスターの展示とパンフレットの配布を行いました。

今回リーガルサポートが会場で掲載したポスターは、日本の成年後見制度の概要とリーガルサポートの沿革・組織体制・活動を1枚にまとめたものです。以下簡単にポスターの内容をご紹介します。

一方、パンフレット類は、縮小版のポスター、リーガルサポートの紹介用に作成しているリーフレット・小冊子、リーガルサポートプレス、ボールペンなどをクリアファイルにまとめたものを用意しましたが、こちらも大変好評で、リーガルサポートで用意した500部のパンフレットは会議終了前に全て配布してしまい、追加でパンフレットを用意せざるを得ないほど大変な盛況振りでした。(リーフレット、リーガルサポートプレスなどはリーガルサポートのホームページに掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧ください。)リーガルサポートのホームページに掲載しているので、ぜひ一度ご覧ください。



# 編 集 後 記



我が家の愛犬、ミニチュアダックス4歳が突然、腰がたたず震えがとまらなくなりました。病名は脊髄軟化症で余命1週間との診断、幸い一命はとりとめましたが、下半身麻痺という後遺症が残りました。要介護状態となった本人(犬)の心境やいかに、と危惧するも、悲観する様子もなく、現有能力を最大限活かして戸内では前足だけでぐるぐると動き回ります。おやつへのスタートダッシュは以前と遜色ありませんし、バギーや車椅子を使って、散歩も楽しんでいます。

定期的なオムツ替えや圧迫排尿(自力排尿が出来ないので膀胱を押してあげます)など、介護者すなわち筆者の行動は制限付となりましたがそれも数時間ごと、だいぶ慣れて仕事への支障も少なくなりました。本人の意思を確認する術はありませんが、その表情や行動から推測することを試みています。家に戻ると不自由な足を引きずってダッシュで迎えてくれる本人を見るにつけ、幸せであろうか、あってほしいと願う毎日です。(つ)



## 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧



マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- ・札幌支部 011-280-7078 [HP](#)
- ・千葉県支部 043-301-7831
- ・富山県支部 076-431-9332
- ・徳島支部 088-622-1865 [HP](#)
- ・函館支部 0138-27-2345 [HP](#)
- ・茨城支部 029-302-3166 [HP](#)
- ・大阪支部 06-4790-5643 [HP](#)
- ・高知支部 088-825-3141
- ・旭川支部 0166-51-9058
- ・埼玉県支部 028-632-9420
- ・京都支部 075-255-2578 [HP](#)
- ・えひめ支部 089-941-8065
- ・釧路支部 0154-41-8332
- ・群馬支部 027-224-7771 [HP](#)
- ・兵庫支部 078-341-8686 [HP](#)
- ・福岡支部 092-738-1666 [HP](#)
- ・宮城支部 022-263-6786
- ・静岡支部 054-289-3999
- ・奈良支部 0742-22-6707 [HP](#)
- ・佐賀支部 0952-29-0626
- ・ふくしま支部 024-533-7234
- ・山梨支部 055-254-8030 [HP](#)
- ・滋賀支部 077-525-1093
- ・長崎支部 095-823-4710
- ・山形支部 023-623-3322
- ・ながの支部 026-232-7492 [HP](#)
- ・和歌山支部 073-422-0568
- ・大分支部 097-532-7579
- ・岩手支部 019-653-6101
- ・新潟県支部 025-244-5141
- ・広島県支部 082-511-0230
- ・熊本支部 096-364-2889 [HP](#)
- ・秋田支部 018-824-0055
- ・愛知支部 052-683-6696 [HP](#)
- ・山口支部 083-924-5220 [HP](#)
- ・鹿児島支部 099-251-5822
- ・青森支部 017-775-1205
- ・三重支部 059-213-4666
- ・岡山県支部 086-226-0470 [HP](#)
- ・宮崎県支部 0985-28-8599
- ・東京支部 03-3353-8191 [HP](#)
- ・岐阜県支部 058-259-7118
- ・鳥取支部 0857-24-7013 [HP](#)
- ・沖縄支部 098-867-3526
- ・神奈川県支部 045-640-4345 [HP](#)
- ・福井県支部 0776-36-0016
- ・しまね支部 0854-22-1026
- ・香川県支部 087-821-5701 [HP](#)

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには  
音声読み上げ機能があります!

編集・発行

**公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート**

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階  
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

